

加賀市都市計画提案制度の手續に関する要綱

平成22年4月

加賀市 建設部 都市計画課

加賀市都市計画提案制度の手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)第21条の2に規定する都市計画の決定又は変更の提案(以下「計画提案」という。)に係る手続については、都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

(都市計画の提案)

第3条 市に提案することができる都市計画は、法第15条第1項に規定する都市計画とする。

(計画提案書の提出)

第4条 計画提案を行おうとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 都市計画提案書
- (2) 計画書
- (3) 総括図(2万5,000分の1以上の都市計画図)及び計画図(原則として2,500分の1以上の都市計画図)
- (4) 公図及び計画の概要の説明に必要な図書
- (5) 土地所有者等の一覧表
- (6) 同意書
- (7) 土地所有者等への説明の経緯に関する資料
- (8) 提案資格を有することを証する書類

ア 土地所有者等による提案の場合 土地又は建物の登記事項証明書及び公図の写し

イ 特定非営利活動法人、公益法人等による提案の場合 法人の登記事項証明書及び定款又は寄附行為等

ウ まちづくりの推進に関し経験と知識を有するものとして省令で定める団体による提案の場合 開発許可証の写し及び役員名簿

- (9) 事業を行うため当該事業が行われる土地の区域について都市計画の決定又は変更を必要とする場合は、都市計画の決定又は変更を希望する期限を設定する理由書

2 市長は、前項の規定による提出書類に不備があった場合は、計画提案を行った者(以下「計画

提案者」という。)に補正を求めなければならない。

- 3 市長は、計画提案者が前項の規定による補正の求めに応じない場合は、次条に規定する審査を行わないものとする。
- 4 計画提案者は、計画提案を取り下げの場合は、取下届を提出しなければならない。

(審査)

第5条 市長は、提出された計画提案書について、次の各号に掲げる事項に関する適合性を審査するものとする。

- (1) 法第21条の2第3項に規定する提案の基準
- (2) 法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- (3) 法第18条の2に規定する市の都市計画に関する基本的な方針
- (4) 周辺環境への影響に対する配慮

- 2 市長は、審査のため必要があると認めるときは、計画提案者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 3 市長は、計画提案に係る法第21条の3の判断を行おうとするときは、あらかじめ、県及び関係機関の意見を聴くものとする。

(計画提案を採用する場合の手続)

第6条 市長は、計画提案を踏まえ、都市計画の決定又は変更を行う必要があると判断したときは、都市計画の決定又は変更に係る案を作成しなければならない。

- 2 市長は、必要に応じ、提案の趣旨を踏まえた範囲内で計画提案の修正を行った上で、都市計画の決定又は変更に係る案を作成することができる。
- 3 前項の規定により都市計画の決定又は変更に係る案を作成するときは、計画提案者の意見を聴くものとする。

(標準処理期間)

第7条 市長は、原則として計画提案書を受理した日から起算して1年以内に、計画提案を踏まえた都市計画の決定若しくは変更又は法第21条の5第1項に規定する通知を行うものとする。ただし、当該期間内に計画提案を踏まえた都市計画の決定又は変更の判断が困難な場合は、この限りでない。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

都 市 計 画 提 案 書

（あて先）加 賀 市 長

都市計画法第21条の2の規定に基づき、都市計画の決定（変更）をすることを提案します。

平成 年 月 日

提 案 者 住 所 _____

（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏 名 _____ ⑩

（法人の場合はその名称及び代表者の氏名）

連 絡 先 _____

（法人の場合は担当者名も記入）

権利種別 所有権 借地権 法人

計 画 書

1 計画の内容

都市計画の種類及び名称	
土地の所在地	
土地の面積	
提案の内容	

2 計画提案する理由

--

3 周辺環境への影響に関する検討

提案した計画によって周辺の住環境や自然環境などに影響が生じると予測される場合、その内容及び対応方針等について概要を記載してください。

（環境影響の事例）

景観、日照、電波、交通、大気、騒音、振動、水質、動物、植物、生態系等

様式第3号（第4条関係）

土地所有者等の一覧表

整理 番号	土地所在及び地番	権利内容	土地所有者等の 住所・氏名・連絡先	面積(m ²)	同意状況

注 提案区域内の全ての土地及び建物について記載してください。

様式第4号（第4条関係）

同 意 書

平成 年 月 日

様

下記の土地に係る都市計画法第21条の2の規定に基づく計画提案について、異議ありませんので同意します。

記

土地の地番等

権利の内容

面積

権利者 住 所

氏 名

Ⓜ

連絡先（電話）

- 備考
- 1 法人の場合は主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載してください。
 - 2 公図の写し及び土地の登記事項証明書（いずれも交付後3箇月以内のもの）を添付してください。
 - 3 氏名（法人の場合はその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合は、押印を省略できます。

様式第5号（第4条関係）

土地所有者等への説明の経緯に関する資料

1 説明会等の開催状況

年月日	場所	対象者	参加人数	備考

2 説明会以外での周知方法

周知方法 (例) チラシ配布、ホームページ等	周知期間	周知対象範囲	備考

3 説明会等での意見とそれに対する提案者の見解

発言者等の区分 (地権者、周辺住民等)	意見の概要	意見に対する提案者の見解

- 備考 1 説明会とそれ以外の方法を併用した場合は両方記載してください。
- 2 説明会等について別に記録がある場合は、それに替えることができます。
- 3 説明会等又は周知のために用いた資料を一部添付してください。

様式第6号（第4条関係）

都市計画の決定又は変更を希望する期限等を設定する理由書

事業の着手予定日	
決定又は変更の期限	
期限を設定する理由	

様式第7号（第4条関係）

取 下 届

（あて先）加 賀 市 長

平成 年 月 日に提出した都市計画の提案について取り下げします。

平成 年 月 日

提 案 者 住 所

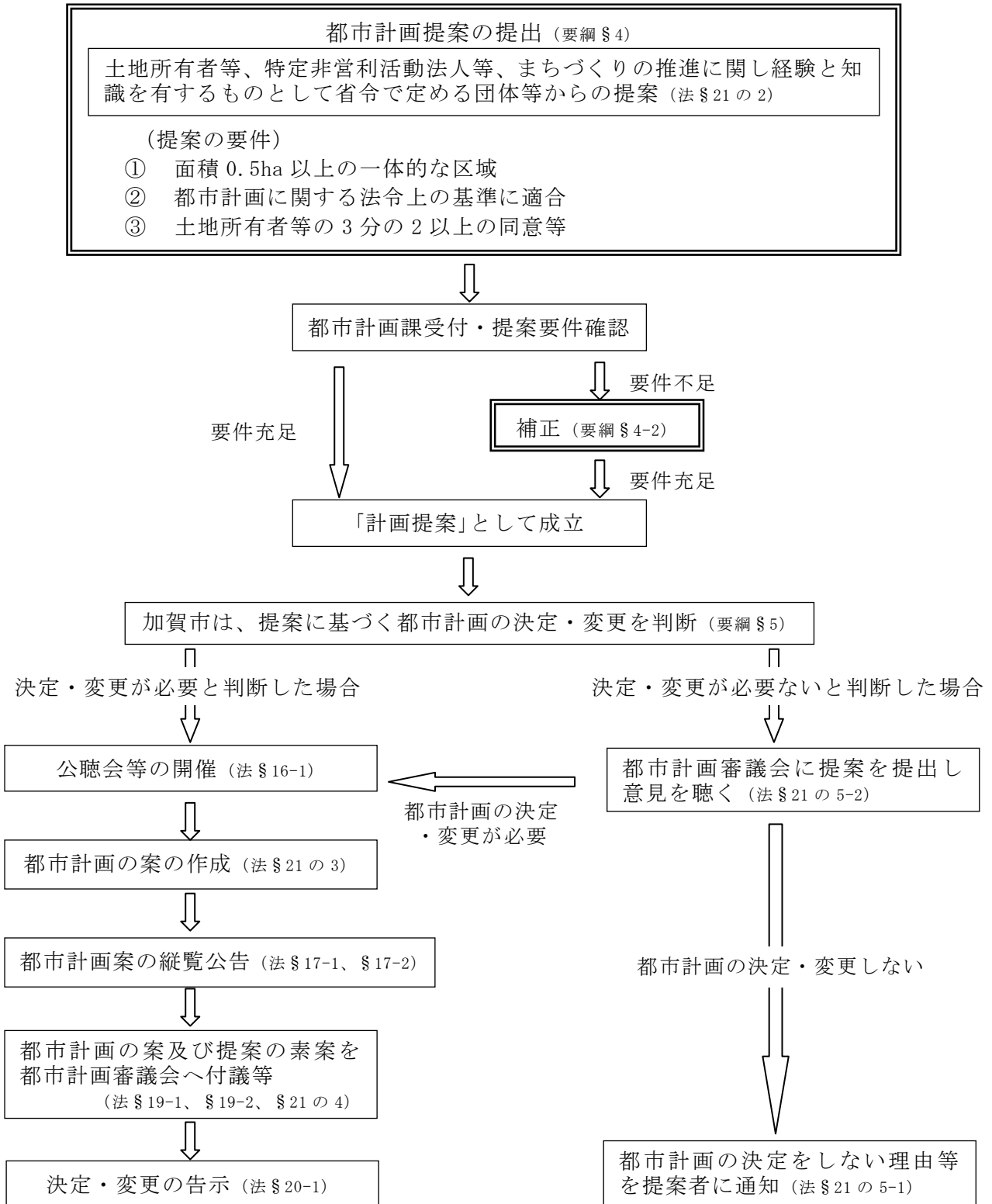
氏 名

連 絡 先

⑩

都市計画の提案制度のフロー

※フロー中の は、提案される方が関係する事項です



資 料

市へ提案できる都市計画一覧表

都 市 計 画 の 種 類		
土 地 利 用		備 考
1. 地域地区 〔法 8 条～10 条〕	用途地域	
	特別用途地域	
	特定用途制限区域	
	高層住居誘導地区	
	高度地区又は高度利用地区	
	特定街区	
	特定防災街区整備地区	
	防火地域又は準防火地域	
	景観地区	
	風致地区	面積 10ha 未満
	駐車場整備地区	
	臨港地区	特定重要港湾、重要港湾除く
	緑地保全地区	面積 10ha 未満
	生産緑地地区	
伝統的建造物群保存地区		
2. 促進地区 〔法 10 条の 2〕	市街地再開発促進区域	
	土地区画整理促進区域	
	拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域	
3. 遊休土地転換利用促進地区 〔法 10 条の 3〕		
4. 被災市街地復興推進地域 〔法 10 条の 4〕		

5. 地区計画等 〔法 12 条の 5〕		
都 市 施 設 〔法 11 条〕		
1. 交通施設	市道	4 車線未満
	駐車場	
	自動車ターミナル	専用
	空港	一種、二種、三種
2. 公共空地	公園	国が設置又は面積 10ha 以上 除く
	緑地	国が設置又は面積 10ha 以上 除く
	広場	面積 10ha 未満
	墓地	面積 10ha 未満
	その他の公共空地	
3. 供給施設又は処理施設	水道	水道用水供給事業除く
	電気・ガス供給施設	
	地域冷暖房施設	
	公共下水道	排水区域が 2 市町村以上を 除く
	汚物処理場、ゴミ焼却場、ゴミ処理場	
4. 水路	河川	準用河川
5. 教育文化施設	学校	大学、高等専門学校除く
	図書館・研究施設・博物館・美術館等	
6. 医療施設又は社会福祉施設		
7. 市場、と蓄場又は火葬場		

8. 一団地の住宅施設		2,000 戸未満
9. 電気通信事業用施設		
10. 防風、防火、防水、 防雪及び砂防施設		
市街地開発事業等〔法 12 条、12 条の 2〕		
1. 土地区画整理事業		面積 50ha 以下
2. 市街地再開発事業		面積 3ha 以下
3. 住宅街区整備事業		面積 20ha 以下
4. 防災街区整備事業		面積 3ha 以下